

区域の指定に係る基準

特定有害物質の種類		指定基準	
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	クロロエチレン	0.002 以下	—
	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物 (うちアルキル水銀)	0.0005 以下 (検出されないこと)	15 以下
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下
農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン	0.003 以下	—
	チウラム	0.006 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	PCB	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—